

【論 説】

海洋汚染と国際法(二)

目 次

- (一) 海洋汚染に関する法の立法形式
- (二) 優習国際法発展の要素としての海洋汚染に関する諸条約
- (三) 海洋汚染法の強制について
- (四) 汚染補償に関する責任と義務
- (五) 環境紛争の解決方法
- (六) 海洋汚染と個人
- (七) 環境と人権
- (八) 海洋汚染の経済的側面
- (九) 環境対策のジレンマ
- (十) 環境と経済発展
- (十一) 海洋汚染と新国際経済秩序
- (十二) 海洋汚染と船舶輸送

清
水
良
三

(一) 海洋汚染に関する法の立法形式

国際法の一部としての海洋汚染に関する法の法源および法作成の手続は、一般国際法と同様である。だが海洋汚染法の発展過程においては、いくつかの法作成の様式が特に強調されて来ている。まず、海洋汚染にかんする国際法は多辯的な（多数国家的な）あるいは一辯的な（单一国家的な）行動を通じて発展して来ている。そしてこの二つの行動は相対立するものとしてではなく、相互に補完的なものとしてとられて来ているのである。一国的な基準で規則を作成する活動と、多国家的な基準で規則を作成する活動は、相互に深い関連性を持つていて、海洋汚染にかんする国際協定は次から次へと其の数が急速に増えていて、海洋汚染法および海洋法一般に対する一国基準による措置の持つ影響力も巨大である。われわれの一般的な関心事は、慣習国際法の法源としての海洋汚染にかんする国際条約であり、又、慣習法発展のための基本的諸条件としての海洋汚染にかんする国際条約である。さらに準条約的な、あるいは条約関連的な諸材料も考慮に入れられる。そのような材料としては例えば、多数国家による宣言あるいは準備作業などがある。

一国基準的な行動についてまず簡単に触れておこう。海洋汚染法および海洋法一般に対しても重大な影響を及ぼした一国基準的な行動としてまず挙げられなければならないのは、カナダの北極海水域立法（the Canadian Arctic Waters Legislation）である。この法律によつてカナダは、カナダ沿岸から100マイルの水域における汚染管理を担当する旨を明らかにしたのである。この立法に対しては諸外国から強い抗議があつた。特にアメリカ合衆国

の抗議は強硬なものであった。だがそれと同時に、この立法は国際社会に対し、環境に対する関心がどのように強い行動推進力になるかを実感させる機会を与えたのである。⁽¹⁾ さらに又、この立法は環境問題を調整する目的のために、伝統的な国際法に根本的な変更を加えることが必要である、とな、国際社会に自覚させる機会を与えたのである。この点に関してカナダの立法は、伝統的な国際法を発達させるものなのか、それとも伝統的な国際法に違反するもののかという疑問が提起されたのであった。又、このカナダの立法ほど人にはよく知られていないけれども、同じような進展を示した立法として「連合王国油汚染防止法・一九七一年」(the United Kingdom Prevention of Oil Pollution Act 1971) がある。この立法によどやき國務大臣 (the Secretary of State) は、海洋における或る事故のために、油による汚染が発生する大いなる危険が其の水域に存在するならば、其の船舶がかりに公海上におらうとも、これを撃沈しあるは破壊するための措置をとることが出来ることが出来ることとなつた。⁽²⁾ 又、この立法としては北海ルート管理のための「連法規」(the USSR Statute of the Administrator of the Northern Sea Route) がある。この点にからんし特に強調されなければならないことは、この前の国家立法は文明諸国によって認められた法の一般原則の基準として引用されたのではないとする、ことである。この前の国家立法は海洋汚染にからんする法作成に対して大きな影響力を持つ個々の前例として、りいに引用されたのである。りいに挙げた国家立法が持つたような深い国際的な影響力を持つ國家立法現象は、きわめてまれである。単に海洋汚染にからんする立法現象に関して稀であるばかりでなく、海洋法全般にからんしても稀である。⁽³⁾

(二) 慣習国際法発展の要素としての海洋汚染に関する諸条約

国際的慣習の形成に対して多国間条約がどうか影響を及ぼすかの問題だ。国際法全般に亘る問題である。この点でいえば次の諸資料を参照せられた——Brownlie, Principles of Public International Law, 11; O'Connell, International Law, 21; O' Connell, The International Law of the Sea, Vol. p. 46ff.; Baxter, Multilateral Treaties as Evidence of Customary International Law, 51 BYIL 275 (1965/6); McDougal, The Hydrogen Bomb Tests and the International Law of the Sea, 49 AJIL 356 (1955); Doehring, Gewohnheitsrecht aus Verträgen, 36 Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht 77 (1976); Thirlway, International Customary Law and Codification, Leyden 1972)^④。以上一般論は避け、特に海洋法の分野で、其の特徴海洋汚染の分野で顕著な例を来た諸侧面について論議するに至った。上の点でいっておもに注意すべきは、現代環境法の出発点を画く年としての一九七一年以来、海洋汚染の諸侧面にかかる条約の数が大いに増加して来てゐるといふ点である。これらの諸条約はひとたび採択されると、まだ必要な批准の手続をすませば以前はおこなわれても、その後の諸条約にはいたりとした影響を持ったのであり、それは單に関連する諸概念の構成への影響であるが、実際に使用される用語や草案のへんらかだにまでも影響を及ぼしたのである。例の点のものが影響は諸国家の政策にまで及んだのであり、環境問題に関する會議で或る条約がひとたび諸国家によって採用され、使用される、やうな用や使用が其の後も繰り返される傾向を示すようになったのである。その点は又、或

る問題が或る会議でひとたび交渉され、そして其の問題についての意見がまとまる、其の後の会議においては、たとえ其の会議がまったく別種のものであっても、もう其の問題についての交渉は為されないようになって来たのである。^⑤ すなわち其の事項についてのそういう交渉結果は、もはや当然のこととして受けとられたのであり、もはや同じ問題（あるいは事項）と同じ意識で討議されることはないばかりか、場合によつては新しい条約の中に其のまま組み込まれて行つたのであつた。^⑥ かくして汚染防止のための条約の多産化とそれらの諸条約の相互作用の活発化は、慣習の形成過程へも独特の影響を及ぼすようになつたのであって、それは明らかに伝統的国際法において諸条約が慣習形成に及ぼした影響とは異なるものとなつて來たのである。^⑦ すなわち、伝統的国際法においては、（慣習国際法を成文化する条約とは区別される意味での）或る立法条約が採択されるということは、一つの孤立した事件であつて、その条約が国際慣習を導入するに至るまでには、其の孤立性を克服するために次のような経過が必要とされたのである。其の経過とは、其の後の国家の実行が其の条約に従つた形でなされるということである。すなわち、あとから行なわれる諸国家の実行が以前に採択された条約の内容と合致することが待たれるのであつて、其の合致の時期が人為的に急がれることはなかつたのである。ところが最近の条約の採択経過はこういう伝統的国際法の様式とはまったく異なつてゐる。すなわち其所においては實質的には同じ問題あるいは事項について、きわめて短期間のうちに非常に沢山の条約が採択されるのであって、これは伝統的国際法においては見られなかつた獨得の現象であるといえる。これらの条約の採択あるいはこれらの条約の交渉そのものが国家の慣行の証拠となり、そして又幾つかの基本的な規則や原則が諸国家によつて法として受諾されることの証拠となるのである。斯様な基本的規則や原則は多くの場合において明確に表示されるのであり、そしていざれの場合においても此等の規則や原則は、汚染に反対するすべての条約の基本

的な前提を形成するのである。かくて海洋汚染に関する限り、諸条約の採択が慣習を形成するという見解が成り立つのではないかとチマゲニス氏は述べている。⁽⁸⁾

さて、条約の採択が慣習を形成するという伝統的国際法理念ではまったく予想もしなかった新解釈に賛成するか否かは別として、条約の採択が慣習を形成するという場合、それは条約が批准された時のことを言うのであるというアマト氏の意見があるが、国際慣習法形成の確実性を重視する意味であろう。

さらに注意すべきことは、海洋汚染に関する条約は、繰り返し繰り返し継続的に採択されたり或いは修正されたりして来ているので、結局海洋汚染にかんする条約の作成は、継続的な過程になって来ているということである。この継続的な過程において、諸条約は（たとえ未だ批准されていなくとも）、諸国家の政策、立法、行為に影響する。そして又、諸条約は諸国家の政策、立法、行為に影響されるのである。斯くして条約と条約の間に相互作用があるばかりでなく、諸国家の単独行動と国際的な行動との間にも相互作用があるのであって、こういう相互作用が海洋汚染法の作成過程にみられる特徴である。⁽¹⁰⁾ そしてこういう特徴は第三次国連海洋法会議において、よりはつきりと現れて來ているのである。

さてこのようにして法が形成されて行くのであるが、この過程において注意されなければならないもう一つの要素は、多数国家によってなされる原則宣言の役割である。環境法ならびに海洋汚染に関連してまず第一に注目されなければならないのは、「人間環境についての宣言」“The Declaration of the Human Environment”である。斯様な宣言の果す役割は混合的なものであって、条約作成過程の一部をなすものとも考えられるし、又、慣習作成過程の一部をなすものとも考えられた。だが一方においては、いくつかの共同宣言は実質上条約と同じであるという意見も述べ

られてゐるのである。この点に関連して、或る文書の歴史的、あるいは政治的重要性は、其の文書の形式や名称によつて必ずしも決めるものではなく、むしろ意見を述べる所で、この意見が其の體あつた所では、人間環境に関するベックホルム宣言であらう (Brownlie, A Survey of International Customsary Rules of Environmental Protection, 13 Natural Resources Journal 179 (1973) at 188)^⑫。

そして最後に、条約作成にあたつての準備作業の役割も過少評価されではないのである。準備作業は通常、条約を解釈するための要具であると看做されていふ。海洋汚染に対処する場合において屢々そうであるように、国家の慣行というものは或る一定期間不变であると共に調和的同質的であるならば、慣習国際法形成過程における自主的因素となるのであるが、準備作業はそういう国家慣行の証拠としての付加的な役割を果すのである。

かように、条約や宣言や国家の慣行の総合的集積の中からいくつかの基本的な規則原則及び傾向が現れて来ていふのである。^⑬

(三) 海洋汚染法の強制性について

法と強制はつきものであつて、強制の概念は法の中で新しいものではない。何が新しいかについて問はれれば、強制という概念を別個の項目として扱うことが新しいのであると答えることが出来よう。しかし、其の答えも決して人を満足させることはない。何故なら強制は伝統的に法の支配力にとって固有のものであるからである。法はひとたび制定されれば強制されるいことを求めるのであつて、このことは海洋汚染についての国際法についても同様であるとい

うことが出来ると思う。だが海洋汚染の分野における最近の発展は、次のことを明らかにした。すなわち、伝統的な強制の方法では、海洋問題の新しい現実のいくつかを処理することは出来ない。特に環境問題の持つ普通性が伝統的な強制の方法による処理を不可能にしているのである。かくて諸国の行政機関は海洋汚染法の強制の問題により多くの注意を払うようになって来ているのである。法の強制の問題をはっきりと取り上げる方向に向っての海洋法の新しい進展は船舶を発生源とする海洋汚染に関する規則の強制に関連して生じて来たものである。⁽¹⁴⁾ という訳は、船舶を発生源とする汚染こそ、もっとも複雑な問題をひきおこすからである。

海洋汚染との関連において使用される強制という言葉によって表現されている基本的な理念は多少なりとも明らかである。強制とはそれによって規制が効果的にさせられる手続であると言えるかも知れないし、或いは又、法の支配に対する従順を強制することを意図した手続であるといえるかも知れない。そして汚染についての全般的な規制体系がそうであるように、汚染についての法の強制も、汚染の発生源を基礎として区別される。かくて土地を発生源とする汚染にかんしては、其の土地の付属する国家の国家的強制の要素がより強い。だが船舶を発生源とする汚染に関しては、国際的関心がより直接的な形で現れて来る。そして強制手続に対する第三国⁽¹⁵⁾の参加の範囲がよりひろくなつて來るのである。さらに、色々な型態の汚染に対する国際法強制の基本方針は、海洋法に関する国連会議討議結果の中に結晶されるに至っている。具体的な強制様式を画定することの出来ない唯一の分野は、国際的な海床の探査・開発から発生する海洋汚染の分野である。この分野に関する全般的な法律制度そのものも、なお依然として不確かなのである。⁽¹⁶⁾

もつとも入念な強制制度が発達したのは、船舶を発生源とする海洋汚染の分野である。この分野における強制制度

は、伝統的な規則とははつきりと異なった特徴を示している。これまでには、外国の船舶および一定の海域に対する沿岸国の管轄権の問題は、伝統的国際法にもとづいて多少なりとも解決されて來たのであつた。公海に対する干渉は例外的な権利とされたのであり、其の干渉の範囲は比較的規制されていた。だがこのような伝統的な制度は海洋汚染にかんしては急激な変更を受けたのである。そして其の変化とは、伝統的な旗国主義に基く強制制度に付け加えて、所謂沿岸国および港国主義に基づく強制制度が付加されたことである。其の国の旗を掲げているが遙か遠方の水域で貿易に従事している船舶に対する海洋汚染行為禁止規制の強制を、旗国がすることが出来ないし、又、時にはそういう事をする意志もないということが、沿岸国および港国主義にもとづく強制概念の発展をもたらし、又、そういう發展の原因をつくりたのである。⁽¹⁸⁾ 環境上の理由と沿岸に近接しているという理由から、その船舶から直接影響を蒙る諸国による攻撃目標としてのその船舶が掲揚する便宜のための国旗の役割が、この点に関しては根本的な重要性を持つのである。沿岸国主義および港国主義にもとづく強制についての規則の發展過程において、もっとも重要な問題は沿岸国の強制管轄権の性質と範囲⁽¹⁹⁾であった。旗國以外の国家による外國船舶に対する検査、捜索ならびに起訴手続の強制権の範囲と実体の拡張は、あり得べき権利の乱用から国際的な航行や輸送を保護するための適当な条項を関連諸条約の中に含ませる必要を惹起させた。これらの諸条項は、屢々保護条項 (Safeguards) と呼ばれているのである。⁽²⁰⁾

船舶を発生源とする海洋汚染、あるいはゴミの大量投棄による海洋汚染に関する諸条約の強制に通常関連して生ずるところの一問題は、国家によつて運航されあるいは国家によつて所有され、そして非商業的な政府の役務にのみ使用される船舶或いは軍艦に対するこれらの諸条約の適用の問題である。この問題は二つの方法で解決が試みられた。第一の方法は古典的な主権的免除特権の留保という方法であった。この接近方法によれば、関連する条約は軍艦およ

び非商業用政府船舶を含めてすべての船舶に適用される。そして主権的な特権免除についての留保が為される。すなわち、適用し得る規則の強制はこれらの船舶と関連する旗国に対しては、完全に留保されるのである。⁽²⁾一九七一年のゴミの投棄に関するオセロ条約は斯様な接近方法をとった条約の実例であって、同条約は「本条約中のいかなる規定も、国際法に基づき或る種の船舶が享有を認められている主権的な特権免除の権利を奪取するものではない」と規定しているのである。

第二番目の接近方法は、主要規則および強制規定に関する限り、軍艦とその他の船舶で、国家によって所有され且つ運航され非商業的な政府の業務にのみ使用されるものに対して、この条約の適用を完全に免除するやりかたであるが、此の免除は各国家の次の義務と結びついて容認される免除である。その義務とは各国家が、自国の船舶が、それが合理的である限り関連する条約の規定あるいは目的と一致するようなやり方で行動することを、確保しなければならない義務である。⁽³⁾のようにして古典的な主権的特権免除留保と条約適用の完全免除という二つの接近方法の間の穴埋め様式が工夫されているのである。⁽⁴⁾この穴埋め様式は元来は、一九七二年のゴミの投棄に関するロンドン条約(The London Convention on Dumping 1972)において考案され使用された様式であった。そしてそれはそれ以来些少な変化は伴うけれども、一九七三の海洋汚染に関するIMCO(政府間海事協議機構 Intergovernmental Maritime Consultative Organization)条約、汚染に関する汎山の地域諸条約、あるいはIMO(国連海洋法会議において準備された草案等において使用されて來ているのである。そして⁽⁵⁾の様式は、⁽⁶⁾のようにして海洋汚染法における基本的な接近方法になりつつあるのである。

(四) 汚染補償に関する責任と義務

汚染にもとづく損害に対する責任・義務および補償の問題は、国際法における一般的な責任問題の一部である。だが特に海洋汚染に関連するいくつかの侧面が存在する。海洋汚染損害に対しては、伝統的国際法の規則や原則を充分に適用出来る。だがそれらの規則や原則では海洋汚染に関連するすべての問題を解決することは出来ない。そして其故に新しい規則や原則が出現しつつあるのである。^④

賠償責任に関する伝統的な規則が発展して来た分野は、油による汚染あるいは核物質が原因でもたらされた損害に対する私人（個人又は会社）の責任の分野である。いいかえればこれは私的な賠償責任の分野である。そして此の点に関しては厳格ないは絶対的な賠償責任が確立しているのである。すなわち此の責任は過失を根拠としない責任である。此の絶対責任は、責任と責任の制限との間の架橋といわれているものと結びついているのである。責任の架橋又は責任の連結（Channelling of Liability）によって何が意味されているかといえば、それは特定の人に対する賠償責任義務の集中化である。ここで言う特定の人とは、船舶の所有者又は核エネルギーを使用した装備の運行者であつて、斯様な賠償義務の集中化が意図されるのは、被害者が誰に対しても損害賠償の責任を追求したらよろしいのかを、被害者に知らせるためであり、また同時に被害者が損害の一部あるいはあらかじめ被害者には判明しない加害者の加害責任パーセンテージについて一人以上の被告に賠償責任を追求することを被害者に避けさせるためである。^⑤ しかしながらこの賠償責任の制限は通常どのようにして為されるかといえば、それは賠償責任の制限によつて利益を受ける者

に対して、それ以上の賠償責任の追求がなされないよう責任追求額の最高額を決めるこ^トによって為されるのである。賠償責任の制限は、絶対責任制度に対する必要な補完要素であると常に考えられて來た。(だが、これは論理的に言え^ば、必ずしもそうでなければならないという場合にはならないので、将来においては別の解決方法が見出されるかも知れないという兆候がある)。それに付加するならば、賠償責任制度の全体系は、汚染損害に対する賠償基金の設立によ^{つて}完成されるであろう。だが以上に述べて來たよ^{うな}賠償責任制度の發展は、海洋汚染の或る限定的な分野にのみ関連しているのである。そしてこ^{ういう}發展は関連諸条約の枠組の範囲内にとどまつており、それらは法の傾向を明示しているけれども、慣習法の一部となるには、未だ程遠い存在である。⁽²⁾

海洋汚染についての条約法 (the conventional law on marine pollution) は、汚染損害に対する国家責任の分野における其の進展がさ^くに俊巡して^{いる}。国家責任全般の問題は、現在国際法委員会によ^{つて}審議中であり、同委員会は条約の各条項についての草案の起草をはじめている。そして、この作業の結果は、汚染損害の責任と賠償義務に直接的な作用を及ぼすであろう。

最近の条約法に関する限り、海洋汚染にかんする殆どすべての最近の条約は、汚染損害に対する責任と義務の問題を取扱つて^{いる}ことに注意しなければならない。一九七三年の海洋汚染に関する政府間海事協議機構 (IMCO) 条約においては、責任義務についての規定がないが、これは多分、発生源を船舶とする汚染によ^{つて}生じた損害に対する責任と義務については、別個の条約 (一九六九年の民事責任に関するラッセル条約) において取扱われているからといふ理由によるのである。大部分の条約において賠償責任額の測定についての規則や手続を發展させるため的一般的な規定が含まれている(たとえば、一九七四年のバルチック海の汚染にかんするヘルシンキ条約、十七条。一九

七六年のバルセロナ条約、十二条)。またいくつかの条約の場合においては一般国際法における関連諸規則や原則の存在が暗黙のうちに認められていることがあるのである。そうしてこうしたのは、「人間環境に関するストックホルム会議」(the Stockholm Conference on the Human Environment)においてであり、そして、国連海洋法会議の討議結果の中に最も具体的な表現を見たのである。海洋法会議が生み出した諸文書の中にみられる諸規定は、たしかに進歩的ではあるけれども、高度に一般的な性格を持つており、さらに入念な検討が必要であることは明らかである。

汚染責任と結びついたいくつかの特殊問題で未だ条約法の中で全く触れられていないものがある。たとえば公海における汚染損害に関連した原則は、未だ現われて来ていよいよ思われる。公海における汚染損害に関して、損害賠償を要求する要求者は誰なのか。斯様な損害はどのようにして測定されるのか、賠償請求訴訟を審理し得る管轄裁判所とはどういう裁判所か等々に関する原則は、未だ現れて来てないようと思われる。さらに損害に対する賠償責任を負う人が見出されない場合、被害者に対する賠償を担当する組織又は制度を設置することの可否についての問題が存在する。さらには又、汚染損害と関連して、保険金の支払はいかにあるべきかの問題も発生する。また、汚染損害にかかる責任、義務、賠償金の支払問題に対する接近方法に関しては、国家的な方法と国際的な方法との間の協調の必要性が存在する。最後に、一方において予防規則の侵犯に対する制裁と反汚染目的のための設計・建設・設備基準の確立、ならびに、他方における汚染損害に対する賠償責任——この両者の間の興味深い相互関係にも特別の注意が必要である。其の大部分が罰金の支払という形式をとるところの、汚染行為に対しても課せられる制裁によって、すくなくとも、汚染行為によつてもたらされた損害の一部ならびに必要とされる洗浄経費がまかなわれなければ

ればならない。斯くして制裁は其の抑止的な機能に付け加えて、補償的な役割をはたすことも出来るのである。他方において、意図的なあるいは偶然の汚染を最小限化するための設計あるいは建設基準の確立ならびに関連施設および廃棄物の受容設備の必要は、現実の汚染行為を減少することによって、汚染損害の発生と必要とされる補償金額を減らす効果を持ち、斯くして責任問題を減少させ、且つ、関連する法律制度の形成を容易ならしむるのである。⁽³²⁾

(五) 環境紛争の解決方法

紛争の平和的解決についての一般的機能を国際法は持っているが、環境紛争を解決するための方法の確立は環境保護のための独自の価値を持っている。それは環境問題をよりよく処理するための、より安全で、明確な法律制度の形成に貢献するのである。斯かる特別な法律制度の持つ役割は益々重要になって来ているのであって、其の訳は、環境問題を取扱う数多くの条約が合意によつて、そして又（或いは）慎重な交渉のあとで採択されて来ているからである。そして、この際における微妙慎重な交渉は、其の交渉内容をもりこんだ文書を生み出しが、それらの文書は屢々意味曖昧なところがあり、これらの曖昧点は妥協への関心を惹起するからである。⁽³³⁾

環境法、其の中でも特に海洋汚染法における紛争処理規定の重要性は、学者たちの間で、また諸政府の間で実感されて来ていた。そして多少とも関連性のある条約は其の殆んどすべてが、すくなくとも、其の重要性に言及して来ているのである。今日まで追求されて来た方法は、条約の上に条約をつみ重ねて調整して行くという方法であった。そして環境に関するすべての紛争を解決するための包括的な方法を見出そうとする努力は未だなされていないのであ

④。これまでの色々な条約によって採用された解決方法は様々であって、其の種類は、紛争を解決するための手続を発展させようという単なる約束から、交渉、調整、調停、相互の同意に基く仲裁裁判、あるいは、強制的な仲裁裁判や司法裁判所への提訴までさまざまであった。かくてゴミの投棄に関する一九七二年のロンドン条約は、単純に「締約国はゴミの投棄に関する紛争を處理するための手続を発達させることを約束する」と規定しているに過ぎない。ある（第十条）。一九七四年のバルチック海の汚染に関するヘルシンキ条約や一九七六年のバルセロナ条約は、当事者間の交渉による紛争の解決、あるいは又、調停又は彼らの選択に其すべく他の平和的諸方法、そして解決に失敗した場合には、仲裁裁判への付託を定めている。もつとも此の仲裁裁判には当事者間の意見の一一致が必要条件となつていて。（ヘルシンキ条約十八条、バルセロナ条約二十二条参照）。さらにそれに付け加えて、右のバルセロナ条約は、当事者が条約の付属文書において設けられている仲裁裁判手続を事实上強制的なものとして、しかも特別協定なしにあらかじめ承認することが出来る旨を定めている。（バルセロナ条約二十二条第三項）。それとは対照的に、陸地を発生源とする汚染についての一九七四年のパリ条約および一九七八年のクエイト条約は、紛争解決の手続として交渉を定め、さらにそれ以外に、パリ条約の付属文書Bに述べられている仲裁裁判手続に従つて行なわれる強制的な仲裁裁判について規定しているのである。（陸地を発生源とする汚染にかんするパリ条約廿一条ならびにクエイト条約廿五条参照）。

ここで特に触れておかなければならないのは、船舶を発生源とする油汚染に関する諸条約の解釈と適用から生ずる紛争の解決についてである。この点については長い伝統が存するのであって、一九五四年から一九六二年、一九六九

年、一九七一年へと連続して改訂作業がすすめられてゐるものの「油による海の汚染を防止するための国際条約」(the International Convention for the Prevention of Pollution of the Sea by Oil, 1954-1962-1969-1971)は、いざれかの当事者の要求がある場合には、国際司法裁判所へ紛争を付託すべきことを強制的に定めているのである。(同条約の十三条)。一九六九年の公海における干渉に関するプラッセル条約は、強制的な調停について規定し、かゝ又仲裁裁判についても規定しているのである(同条約八条)。一九七三年の海洋汚染に関する政府間海事協議機構条約は強制的な仲裁裁判について規定している(同条約十条)。そして最後に、国連海洋法会議の成果に関する事柄として、海洋汚染に関する紛争をも含めて、海洋法条約の解釈からあるいは適用から生ずる紛争の解決のための一つの組織が構想され交渉の対象となつたということを挙げておこう。この点に関して、海洋法条約から生ずる海洋汚染紛争はそれらの大部分が管轄権問題に触れるであろうが故に、もっとも難しい紛争となるであろうことが注意されなくてはならない。又、それと同じように注意に値することは、海洋法に基づく紛争解決の仕組は多くの交渉上の困難に遭遇するであろうし、多くの紛争は強制的解決方法に頼ることを免がれるであろうけれども、いまや明らかであることは、海洋環境は、紛争の強制的解決機関が存在し得る可能性がもともと強い数少ない分野の一つであるといふことである。⁽³⁾ それは、海洋環境の保護となることが、各国家の利益と密接に結びついているためである。

(六) 海洋汚染と個人

国際法における個人の役割は、絶えず増大しつつあるけれども、比較的には未だ少ない。だが環境法に関しては、

環境保護手続への一般公衆の参加の必要が実感されて来ている。健全なる環境法は一般公衆の約束を根拠として成り立つのでなければならぬ。環境的側面からの人間活動の考察は、比較的新しい現象であつて、従来は政府や公共体によつて充分な評価を受けていなかつたのである。環境問題について的一般公衆の自覚の度合は、国によつて異なるが、この問題について的一般公衆の自覚は益々増大することが望ましい。環境問題への一般公衆の参加が建設的な意味を持つことが出来る一つの分野は、環境問題に関する政策の決定の分野である。かくて例えば海におけるゴミの投棄にかんする数多くの国家立法は、認可状の発行手続に関連して一般公衆がこれらの事項について広く知らされるべきことを定めているのである。これに関連する手続の実際的適用についても、一般公衆に衆知せしめられるべきであり、あるいは少くとも、一般公衆が知らうとすれば知ることが出来るよう、知識獲得の機会が与えられていなければならぬのである。それによつて夫々の集団的あるいは個々別々な利害関係者が、彼らの承認を表明したり、あるいは彼らの抗議の意志を表明することが出来なければならぬのである。同様に作業の実施を申し込む者は公聴会において其の意見を開陳する機会が与えられなければならない。そして作業の実施に関して彼が本来希望していることは何であるかについて、それを表明する機会が与えられなければならないのである。いくつかの国内立法においては、作業者および一般公衆に対しこれらの機会が付与されているのであって、斯様な公衆参加を促進するために、国家に対して条約上の義務を課すことによつて、これらの機会の付与は国際的にも奨励されるべきであるし、又、そういう奨励は可能のことである。一般公衆の間における環境問題についての自覚がより大きなものへ發展して行くことは、国際的な関心事なのであって、其の様に考えることは可能である。

一般公衆の参加が既にはじまつており、かつ又将来において有益な発展を示すであろうと思はれるもう一つの分野

は、環境保護のための司法活動への個人参加である。斯様な司法活動は汚染によつてもたらされた損害の補償を求めるにあたつての請求権の行使に限定されるものではなく、環境的に有害な行為を防止するために、あるいは左様な行為を阻止するために、裁判所の禁止命令の発給をも求め得るのである。いくつかの国内立法において既に認められているこの制度は、デンマーク、フィンランド、ノルウェーおよびスエーデン間の環境保護に関する条約（一九七四年、ストックホルム）によって、国際法の分野にまで入り込んで来るのである。⁽⁵⁾此の条約によれば、別の国家内での環境上有害な行為によつて影響を受ける人は、別の国内での斯様な活動を防止するために、又、斯様な活動によつて与えられた損害の賠償を求めるために、其の国家の適当な裁判所あるいは機関に訴えを提起することが出来るのである。さらに、環境上の一般的利益を保護するために夫々の国家によつて、特別の機関が指定されなければならぬのである。

国連海洋法会議において準備された文書においては、多少なりとも個人に影響をもつ規定が数多く見られるのである。関連を有する国家によつて、船舶に対してとられた強制的な措置が不法であるが故に、あるいは入手可能の情報に基づく合理的な必要性をこえているが故にこうむつた損害の補償を求めて諸国家の裁判所に訴えを提起する権利が個人のために確立されていることも、一方における事実である。⁽⁶⁾海洋法についての交渉過程においては個人の提訴権を国内裁判所に限定せず海洋法会議において入念に考案された紛争解決のための国際的手続をも個人が利用出来るようしようという努力が為されたのである。個人が国際的な法廷に提訴する可能性が出て来れば、国際的な仲裁裁判が行なわれる度数はもっと多くなつて来るであろうし、国際社会の利益のための法のより一層の明確化と發展をもたらすようになるであろう。だが、これらの諸提案は国連海洋法会議においては、あまり歓迎を受けなかつたのであ

(3)。この点に関して次のことが注意されなくてはならない。すなわち、紛争の解決に関する非公式單一交渉草案によれば、何らかの理由で或る国家によって扣留された船舶が適当な誓約事項を通達しても、なおすみやかに解放されない場合、同船舶の即刻の解放問題は、同船舶を代表して行動する外交官領事官および船舶の所有者、運航者あるいは管理者を通じ、旗国によって海洋法裁判所に提訴し得ることとなつたのである。この規定にもとづいてこれらの個人は限定された目的の為に國際法の主体としての地位を認められたことになる。改訂單一交渉草案 (Revised Single Negotiating Text)においては誰が問題を裁判所に提訴し得るかについて絶対的な明確性はなかつたのだが非公式統合交渉草案 (Informal Composing Negotiating Text) によれば「斯様な解放の請求は、船舶の旗国によって、あるいは船舶の旗国を代表する者によつてのみ為し得る」こととなつた(二九二条第二項)。そして此の規定によればこの訴訟手続に参加し得るのは国家だけであることは明らかである。だが旗国は外交官あるいは領事官を通じてのみ行動出来るのか、或いはこの仕事を私人へ委託することができるのかについては明瞭ではない。(なおいの点について改訂單一交渉草案の第四部十四条を参照のこと)

次に環境と人権について述べておくるところしよう。

(七) 環境と人権

人権に関する法は、國際法の分野の中でも個人が比較的重要な役割を果たす分野である。個人の生活条件の最小基準が國際的な関心事であることは、既に人々によく知られて來ており、この点に関して数多くの文書が採択されて來

て いる。いまここに、いくつかの例を挙げれば、一九四八年十二月十日国連第三回総会で採択された「世界人権宣言」（決議二一七三）や、一九六六年十二月十六日第廿一回国連総会で採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（決議二二〇〇、^{xxi}）、一九六六年十二月十六日第廿一回国連総会で採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（決議二二一〇〇、^{xxi}）、人権に関する国際会議（一九六八年）で宣言された「テヘラン宣言」などである。これらの文書が採択された当時においては、環境についての関心は国際法の領域に未だ入って来てはいなかつた。それ故に此等の文書は、現代使用されている用語の意味に於ては、環境問題向には作られていない。しかしながら、社会的・経済的・政治的環境のみならず、さらに自然的環境の保護という観点から、これらの文書を見直せば、人権保護についての多くの原則や規則がこれらの諸環境の保護と関連していることを見出すことは難しいことではない。先に挙げた「世界人権宣言」の第二七条には、其の第一項にすべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩と恩恵とにあずかる権利を有する」とあるのであり、後半の「科学の進歩と恩恵にあずかる権利」の部分は、環境の保護を伴うことは明らかである。また第二九条には其の第一項に「すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対しても義務を負う」とあり、第二項には「すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たす事をもっぱら目的として、法律によつて定められた制限にのみ服する」とある。第一項にいうところの「その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会」とは、環境の保護が行なわれている社会を其の社会概念の中に含めていっていることは明らかである。第二項にいうところの「自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び

尊重を保障すること」とは、企業を媒介とする活動を含めて環境の保護のための諸措置が当然、前提として受諾しなければならない原則であることは明らかである。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」についてみれば、第十二一条には、「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」と第一項に述べられており、第二項には、「この規約の締約国が」、第一項に述べられている権利の「完全な実現を達成するためにとる措置には次のことに必要な措置を含む」とし、必要な措置の第二号として「環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善」を挙げているのである。これは明らかに環境を保護するための規則である。さらに第一五条の第一項には「この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める」として(b)号に「科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利」を挙げている。科学の進歩及びその利用による利益を享受するためには、環境の保護が必要であることは明らかである。科学の進歩が環境を破壊するのであれば、科学の進歩は不要である。

「市民及び政治的権利に関する国際規約」について述べれば、同じように環境保護に関する規定としては、第三部・第六条・第一項に「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は法律によって保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない。」とあり、例えば薬品工場からの毒ガスの排出による大量殺人などは、まさに本条本項の規定に違反するものと考えられよう。この規定が環境の保護にも関連性を持った規則であることは明らかである。さらに関連ある規定を求めれば、第一六条に「すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する」というのがある。空気汚染、騒音公害等の甚だしい地域において、単なる経済的理由から其の場所での継続的生活を余儀なくされているような人が、果して法律の前に人として認められる権利を有してい

るかどうか疑問であるがら、本条文が環境保護の問題に関連することは明らかである。

斯くて環境法と環境問題に対する関心が強まって来て以来、環境と人権との間には、きわめて密接な関連が生じて来ているのであるが、この密接な関連は法律や法律関係の文書の中で強調されることがすくない。適當な強調度を与えられていないのである。しかし、現在では人権問題に新しい光があてられている。そして人権問題の内容は以前とは異なって来ているのである。斯くて、汚染の防止に関する措置を含めて、人間環境の保護のための諸規則は、財産の所有権や財産の自由な使用権のような伝統的人権に対して、新しい諸制限を加えるようになって来たし、場合によつては、相当大きな制限を加えるようになつて来ているのである。特にこのことがあてはまるのは環境問題が人間の経済的・社会的・政治的側面に関する場合である。人権に関する法も環境に関する法も、個人の生活の質の向上をめざしているのであるということが、一般的には言うことが出来ると思う。人権に関する法は、個人の生命の維持や保護が国家の干渉によっておかされることから、個人を保護することに、より多くの関心を持つて来ているのである。環境問題の視点から個人の保護を考える場合には、その接近方法はより包括的であり、他の個人——その中でも特に、自然環境に対して有害な他の個人の活動から、個人生活の質を保護する事に関心を有するのである。然し、それだからといって人間環境の社会的・政治的・経済的側面が無視される訳ではないのである。さて、以上のような事を述べて來たあとで、最終的には次のようなことが言えるのではないかと思う。すなわち、環境の保護に対する包括的な人間の権利は認められて來ているのである。この点に関して、「人間環境宣言」(the Declaration of the Human Environment) の第一原則に注意がはらわれなければならないと思う。この原則によれば

「人間は自由と平等への基本的権利のほかに、尊厳と福祉の生活を可能にするような性質を持った環境の中で、妥

当な生活条件を享有する基本的な権利を持っている。そして現在および将来の世代のために、そういう環境を保護し発展させる厳肅な責任を有するのである。これに関連してアパルトヘイト、人種隔離、差別待遇、植民地体制あるいは其の他の形態による圧迫、外國勢力による支配等は非難され、根絶されなければならない。」
である。斯くて「人間環境宣言」の用語法や其の政治的意義を顧みるならば、それは明らかに人間環境の保護といふことが、たゞ単に厳肅な義務として認められているばかりでなく、それは又、権利であり、しかも、基本的で包括的な人間の権利として認められていることを示すのである。⁽⁴⁾

(八) 海洋汚染の経済的側面

(1) 環境対策のジレンマ

海洋汚染は単なる法律問題ではない。それは又科学的・経済的・政治的な問題であり、さらにそれら以外にも多くの側面を持つてゐる問題である。海洋環境汚染問題が抱えている経済的諸側面のすべてをここで論することは出来ないけれども、いくつかの基本的な経済関係は海洋汚染を扱う法律制度に根深い影響を及ぼすのであって、その結果此の問題を法律的に取扱う場合でも無視することは出来ないのである。この問題の有する経済的諸側面は、法作成の過程においても、法規の解釈や実際的な適用の場合においても、影響力を持った要素なのである。他方において、或る種の法規を採択するということは、海洋汚染の経済的側面に直接的な影響を及ぼすのであって、これらの相関関係の

いくつかについて述べることにしよう。

経済的側面には色々なものが考えられるがそのうちのいくつかは、海洋汚染にのみ関係を有するか、あるいは海洋汚染のうちのいくつかの形態にのみ関係を有するに過ぎない。ところが、他のいくつかは、環境問題全体に関係を有するのである。このうち、後者すなわち、環境問題全体に関係を有するものに関しては、より幅広い文脈の中で検討される必要があるであろう。この点に関しては、環境法に関するいくつかの基本的問題に言及しなければならないであろう。それらの基本問題の中には、環境と経済の発展の問題、環境と自然資源の開発の問題、環境とエネルギー問題、環境と新国際経済秩序の問題、環境の変化に対する価値判断の基準が一通りではなく、二つの異なった基準があること、技術移転の必要性、海洋汚染と船舶輸送の問題などがある。これらの諸問題は、一つの同じ問題の異なった諸側面なのである。人間による自然資源の開発は自然環境の変化と本来的に結びついているものなのである。自然資源の開発に伴なう基本的問題とは、開発に伴なう自然の変化はどの程度までが許容し得るものであり、又望ましいものであるか、そして自然の集中的な開発から得られる利潤の獲得よりも環境の変化を避けることの方が、人間にとつての総合的な利益の実現のために望ましいと、いう損得のバランスの関係から、環境の開発が望ましくない程度はどれ位か、という問題なのである。⁽⁴⁾

「環境問題の相剋と矛盾」と称される此の基本問題に対して統一的な解答を与えることは出来ない。解答は、人間にとって望ましいことは何か、あるいは又、すくなくとも人間生活において許諾し得る生活の質とはどのようなものであるかについて、人々にひろく抱かれている理念がどういうものであるかによって、其の時、其の時によつて異なるものとなるであろう。又、解答は、自然開発が進歩している度合に応じて場所毎に異なるであろう。又、特定の

場所においても、解答の時点によって夫々異なるであろう。国際的な水準からの解答の場合には、解答は夫々の国の経済発展の度合に応じて国毎に異なるであろうし、夫々の国の経済構造の相異に応じて夫々異なるであろう。これらの相異は不可避であり、しかもそれは諸国民によつて、あるいは諸国民の政府によつて意図的につくり出されたものではない。⁽⁴²⁾ 現在、そういう相異が存在するのは自然の不平等（各国に本来与えられている自然的条件の不平等）のためであるし、或いは又それが賞讃すべきものであるにしろ、あるいはそうでないしろ、夫々の国民の過去の活動のためである。そして人は、これらの相異と諸困難を克服し、又、調整するために、そして最後にはそれらの相異や困難のあとに平和的に生存をつづけることが出来るよう、其のすべての才能と能力を使わなければならぬのである。

これらの事柄は、現在の環境法およびさらに発展しつつある環境法をより良く理解するために、また環境法の発展に建設的に貢献するためにも了解されていなければならないのである。

他方、現存するこれらの中立性に修正を加えようとして、沢山の色々な規則が採択されたり提案されたりして來ている。斯様な観点から考察するならば、所謂二重基準の問題や後進国に対する技術移転・経済援助等の制度化や、新国際経済秩序建設への努力などが検討されなければならないのである。

最後に注意すべきことは、或る特定の時点における国際法、それも特に国際的な諸条約は、特定の時点における種々異なる利害関係と現存する不平等を修正しようとして用いられた諸方法との間のバランス（既に実現しているか、或いは同意が与えられているバランス）を反映しているということである。環境法と海洋法は現在発展過程にある。そしてこのバランスも絶えず変化しつつあるのである。だがいくつかの基本的な規則、原則及び傾向は結晶化はじめているのである。そして我々の課題はこれらの傾向を再検討することなのである。

(II) 環境と経済発展

先進国と後進国の環境問題に対する態度が異なっていることについては、既に周知のことである。この相違は環境法形成の初期の段階から既に現れて来ていたことであつて、この問題を解決するために、既に色々な努力が為されて来ているのである。こういう努力は「人間環境に関するストックホルム会議」において既にはじめられていたのである。そうしてこういう努力は、環境問題を取扱つた殆んどすべての条約の締結過程において続いていたのであって、そして国連海洋法会議の結果の中に、より具体的な形をとつて現れたのである。

一般的な結論として言えることは、経済発展と環境との関係は、衝突関係にあるのではなく、相互補完関係にあるということである。それは動態的な問題であつて静態的な問題ではない。そして其の問題の解決は、融通性のない条約規定の中を見出すことは、実際上不可能である。この点について為し得る有益な方法とは何かといえば、国家の政策の作成者に、環境と経済発展の相互関係を理解させるのに役立つような指導原則を示すことであり、環境と経済発展の間の均衡点が奈辺にあるかを決定することである。この点に関して、国連海洋法会議で作成された関連規定は、有益な指導原則を提示する規則の一例である。すなわちこの規則 (ICNT Article 196) によれば、

「諸國家は夫々の環境政策に従つて、そして又、海洋環境を保護し維持する彼らの義務に従つて、彼らの自然資源を開発する主権的な権利を持つてゐる。」

この規則には法律的な明確さが欠けていたり或いは制裁規定が欠けていたりするけれども環境法の発展にとって建設的な意味を持っていることは認められるであろう。わひに言い得ることは、この規則の影響が海洋環境の分野にのみ

限られることはないだろうということである。

(八) 海洋汚染と新国際経済秩序

一九七四年二月廿五日付の会議召集の通告の中で、国連事務総長は総会の第六次特別会期が世界社会が直面するもつとも重要な経済問題を一般的に考察するばかりでなく、個別的な問題として原料問題と開発問題を取扱うことを求めめたのであった。この会期の進行過程における一九七四年四月九日から五月二日に至る期間の会議において、参加諸代表によつて理解され認識されたことは、当時の世界にとつてもっとも重要な経済問題であると共に他の多くの諸問題の原因となつているものは、先進国と発展途上国との間にひろがりつゝある隔差であった。そしてそれ故に、この問題に対処するため、世界経済秩序を再建する必要が存在したのである。さればこの会期において総会は、新国際経済秩序に関する宣言と新国際経済秩序設立のための行動計画を採択したのであった。そして新国際経済秩序に関する宣言の中には次のような声明が含まれているのである。

我々国際連合加盟国は、……均衡、主権の平等、相互依存、経済的社会的制度のいかんに係らずすべての国家間の共通の利益と協調を基礎とした「新国際経済秩序の建設」のために熱心に努力するという、我々統合した決意を厳粛に宣言するものである。そして此の新しい国際経済秩序の建設は、不平等を修正し現存する不正を減少させ、先進国と発展途上国との間にひろがりつゝある隔差の消去を可能にし、現在及び将来の世代のために経済的社会的発展の加速を徐々に確保すると共に、平和と正義をも確保しなければならないのである。(国際連合総会決議三二一〇一号—第六次特別会期—一九七四年五月一日)

さらにここには「宣言」のこゝ一部しか挙げられなかつたけれども、この宣言の色々な部分において、先進国と後進国との間の隔差問題の本質がもつとも良く述べられているのである。中でも次のような宣言は特に注目に値する。すなわち「技術進歩の利益は国際社会のすべての構成員によって平衡に享受されてはいられない。……現存する国際経済秩序の下で、平行的・均衡的な国際共同社会の発展を実現することは不可能であることが判明した。大部分の発展途上国が未だ独立国家として存在しなかつた当時に樹立された体系は不平等を恒久化するものであり、そのような体系の中にいては、先進国と発展途上国との間の隔差は拡大を続ける」（宣言の第一節）。「発展途上世界は其の影響力を国際活動のすべての分野において感じさせる程の力強い要素になつて來た。世界の諸勢力間の関係におけるこれらの変化はもはや逆行することはあり得ないのであって、これららの不可逆的な変化は発展途上国が、国際社会に関連するすべての決定の形成と適用過程に、積極的に、充分に、かつ平等の資格で参加することを必然的にするのである」（宣言の第二節）。「最近の諸事象は、先進国の利益と発展途上国の利益はもはや相互に孤立したものではあり得ず、先進国の繁栄と発展途上国の成長と開発との間には密接な相互関係が存在し、全体としての国際社会の繁栄は国際社会全体を構成する諸部分の繁栄に依存しているということについての理解が、まさに焦点的な問題であることを明らかにした」（宣言の第三節）。

海洋法会議の実質的作業は、総会の第六次特別会期の直後にはじまつたので、この海洋法会議は特別会期において討論された諸理念を実際に適用する最初の機会が与えられた討議場となつた。第六次特別会期が終了したのは一九七四年五月二日のことであり、国連海洋会議の第二会期（カラカス会期）が開かれたのは一九七四年六月二〇日のことであった。海洋法と新国際経済秩序との間の密接な関係が、いまや現実の問題となつて來た。もつとも此の両者の密

接な関係が取扱はれるのは、国際的な海床区域の法律制度に関する分野においてであつたのである。だが他方において新国際経済秩序問題が抱え込んでいる基本的性格は、汚染からの海洋環境の保護にかんする法律制度の最近の発展過程の中に、いつも其の跡をとどめているのである。数多くの場合において海洋汚染に関する条約法は、新国際経済秩序に関する国際連合の作業によつて直接的な影響はこうむらなかつたけれども、それでもそれは斯様な作業の圧迫と影響下にあつたのであり、其の条文規定は先進国と発展途上国との間の隔差を圧縮することを目標としたのである。この問題がさらに明らかになつた海洋汚染法の中での二つの分野は、いわゆる「二重基準」の問題と発展途上国への技術移転と技術援助の制度化の問題であつた。⁽⁴⁾ だが同じような問題は海洋汚染処理に関する他の多くの分野においても見出されるのであつて、例えば管轄権についての多くの問題、紛争の強制的解決問題、船舶輸送並びに航海と海洋汚染の関係の問題などである。さて、まず「二重基準」について述べておくと、環境法において「二重基準」という表現が用いられる場合、それによつて通常理解されていることは、発展途上国が環境保護の義務を負うにあたつて、先進国よりも低い環境基準が認められる法律制度が存在するという事である。発展途上国に対しては法律的に別の取扱いが必要であるという考え方については、色々な公開討論の場において発展途上国の代表によつて強い意見が述べられた。それらの意見は次のような理由に基づいて正当化されたのである。其の理由とはまず第一に、発展途上国は現在の地球全体の環境状態に対して責任がないということである。すなわちこの見解によれば、地球的な規模での汚染をつくり出した原因者は先進工業国であつて発展途上国ではない。⁽⁵⁾ 第二に発展途上国の環境は先進工業国との環境にくらべればよりきれいであり、先進工業国においてとられる措置よりも、厳格性の少ない措置で充分である。そして第三に最も重要な理由として挙げておかなければならぬことは、発展途上国の経済の状態は多額の経費を必

要とする環境管理の実行を不可能にしているということである。何故なら環境管理に多額の経費をかけるならば、それによつて彼らの経済発展は阻害され、先進国と発展途上国との間の隔差はさらに拡大するであろうからである。⁽⁴⁵⁾ 発展途上国側からのこのような要請がもつとも明確に表現されたのは、国連海洋法会議に提出された諸提案においてであつた。斯くて主として発展途上国側の起草に基づく提案においては、或る一定の形式が認められるのであって、例えばそれは次のように規定していたのである。

「海洋汚染を防止し減少し且つ管理することに関する此の条約に基づく義務を、或る国家が果してゐるかどうかを考察するに当つては、とくに斯様な義務を達成するに当つて必要な資金を準備するための其の国家の経済的・金融的な能力と、其の国家の経済発展段階を含めて、あらゆる関連ある諸要素に対して、正当な考慮が払われなければならぬ。」

こういう性質の規定は先進国側にとつて受け容れ難いものであつた。其の理由は、特に海洋法会議の段階に於ては二重基準制度が国連海洋法会議において考慮された最小限の条約上の基準水準との関連における発展途上国の義務に關してのみ適用されるべきものなのか或いは、そういう一般的な基準水準とは關係なく特定国(の)の発展途上国によつて締結された何らかの特定の条約に関する發展途上国の義務に關しても、二重基準制度が適用されるべきものなのかが明白でなかつたからである。いづれにしろ斯様な規定があれば、統一的な規則をつくろうとする試みは、實質的に破壊されてしまうことになる。だが、この点に關して注意されるべきことは、「二重基準」に対する反対は、通常環境上の理由から正当化されて來ているけれども、經濟的な動機も亦特に強力な作用を持つてゐることである。

国連海洋法会議の進行情況の中では、いくつかの妥協乃至和解的な対応があつた。それは或る種の制限の範囲内で

多少の柔軟性が許容されたからである。斯くて、其の自然資源を開発する国家の権利と其の環境を保護すべき国家の義務との関係についての指導原則に付け加えて、国家は「夫々の能力に応じて其の自由意志に従つて最もすぐれた実際的手法」を用いることを要求されているのである。或るに国家の法律と国際的な規則との間の関係も、或る種の制限の範囲内で柔軟性ある方法で調整されているのである。すなわち大部分の場合において国家の法律が国際的な規則よりも「効果性が少ない」ことがあつてはならず、一方、陸地を発生源とする汚染に関しては、単に国際的な規則を考慮に入れるべきこととなつてゐるのである。斯くして経済発展度の隔差を理由としての環境基準の変動は最小限の一般的な条約水準に関する国家の義務にのみ限定して認められており、彼らによつて個々に締結され批准された条約に基づく彼らの義務に関するものについては認められていないのである。他方において発展段階についての直接的な言及は避けられた。そういう訳で「二重基準」という理念は、海洋法会議の結果の中にはつきりとは現れてはいない。だがそれは上記の諸点において、暗黙のうちに認められているのである。

二重基準という概念は海洋汚染に関する他のいくつかの条約の中にも見出される。たとえば一九七二年の「ゴミの投棄に関するロンドン条約」(the London Convention on Dumping 1972)は、当事者は「彼らの科学的・技術的・経済的能力に応じて」効果的な措置をとらなければならないと規定しているのである(同条約第二条)。この問題は海洋汚染に関する地域的な条約においては起きてこないようと思える。其の訳は地域的条約は多くの場合において、同じような発展段階にある諸国家の間で締結されるからである(たとえば、バルチック海の汚染に関するヘルシンキ条約・一九七四年。ゴミの投棄に関するオスロ条約・一九七二年。クエイト条約・一九七八年)。

次に技術援助について述べることにしよう。

環境保護のための先進国から発展途上国への技術援助は、この二つのカテゴリーに属する諸国家間の隔差をせばめて行くための方法の一つである。海洋汚染に関する条約の観点からは、それは先進国から発展途上国へ向つての次のような要求でもあった。其の要求とは、技術援助を与える交換条件として、発展途上国が極端な二重基準協定への要求をあきらめて貰いたいという要求である。「人間環境に関する国連会議」(the UN Conference on the Human Environment)と共にはじまりだるの傾向は、其の後の発展過程のすべてにおいて觀取し得るものである。これに連ある諸規定は色々な形式をとるが、大部分の場合において、それらの諸規定は、技術協力とかあるいは科学協力といふような題名を付されている。こういう考え方の最も直接的な表現は国連海洋法会議の結果の中に見出されるのであって、其処では「海洋環境の保護と保存ならびに海洋汚染の予防と削減と管理のための発展途上国への科学的・教育的・技術的及び其の他の型態の援助計画」についての言及がなされているし、それ以外にも「海洋環境を甚だしく汚染する」とあるような大きな事件の影響を最小限なものにするための（特に発展途上国に向けられた）適切な援助」や「環境評価の準備に関する（特に発展途上国に向けられた）適切な援助」や「国際機関による技術援助手段の割当や適切な基金の割当」には又特別なサービスの利用の場合に発展途上国を優先することについての言及がなされているのである。そしてこのような型態の諸規定は技術援助を制度化する傾向があり、そして又技術援助をば恩恵や便宜性に基づく其の場限りの現象ではなくて、法律的な権利と義務に変える傾向があり、また環境法の恒久的な特徴に変える傾向があるのである。

(二) 海洋汚染と船舶輸送

船舶輸送に關係がある環境法は船舶を發生源とする汚染に関する環境法だけではない。それはゴミの投棄の規制とも關係があるし、又関連ある諸規則の強制とも關係がある。船舶を發生源とする海洋汚染の分野においては、先進国と發展途上国との間の環境規制上の根本的衝突は、他とはやや異なつた性格を持つ。この点に関して衝突が起るのは、海洋國家といわゆる沿岸国との間においてである。ここでいう沿岸国とは船舶輸送による利害を多くは持たない国である。勿論海岸がある以上、船舶輸送と全く無關係な国家はないであろうが、其の国の産業や交通が船舶輸送に大いなる程度において依存していない国家のことを、ここでは言つてゐるのである。事實上、大部分の海洋國家は先進国であり、一方、大部分の「沿岸国」は發展途上国である。だがこのことは必ずしも、いつもそうであるとは限らない。そういう訳で指導的な沿岸国の中にもつとも先進的な国家のいくつかが含まれているのである。又、いくつかの發展途上国は幅広い海運上の利益と関連しているのである。たとえば、カナダやオーストラリアやニュージーランドは、^⑭ 海洋汚染が問題として取り上げられているすべての討議の場において、「沿岸国」として指導的な役割を果して來たし、一方、海運に幅広い利害關係を持つてゐる發展途上国として、たとえばペリアが挙げられるのである。^⑮ さらに又、海洋汚染に関する法律の發展過程において、数多くの国家の政策に或る変化が起きて いることが認められる。斯くて、数多くの發展途上国、特に彼ら自身の造船業を発達させることを強く希望して いる發展途上国は、汚染と海運問題についての彼らの態度を変えて來ているのである。そのような国家として我々はインドやブラジル、アルゼンチン、キューバや、それ以外にいくつかのアラブ諸国を想起することが出来る。それとは対照的に、伝統的な先進海洋

国家のうちの「沿岸国」は、程度の違いはあるけれども「沿岸国」的な態度をとつて来て居るのである。しかし利害の衝突は、船舶を発生源とする海洋汚染および特に「ごみ」の投棄から生ずる海洋汚染に関する交渉の中で色々な点で表面化して来て居るのである。又、そればかりでなく、いへば利害の衝突は、たゞれば公海の自由とか、領海の無害通航概念のような一般的な海洋に関する国際法の分野において表面化して来て居るのである。^⑩ 例へば国連海洋法会議における、環境上の利害と船舶輸送の利害との均衡はそりで行なわれた交渉の基礎的側面の一端であつた。

- 共
- ① G.R.J. Timagenis, *International Control of Marine Pollution* (Vol. I), Oceana Publications, 1980, P.50
 - ② Timagenis, op. cit., p.51
 - ③ Ibidem
 - ④ Timagenis, op. cit., p.53
 - ⑤ Timagenis, op. cit., p.54
 - ⑥ Ibidem
 - ⑦ Ibidem
 - ⑧ Ibidem たゞ、次を参照。Schwarzenberger, *A Manual of International Law*, London, 1967, p.32
 - ⑨ Amato, *The Concept of Custom in International Law*, London, 1971, p.164 (Timagenis, op. cit., p.54)
 - ⑩ Timagenis, op. cit., p.55
 - ⑪ Cf. Myers, *The Names and Scope of Treaties*, 51 AJIL 574 (1957), (Timagenis, op. cit., p.55)
 - ⑫ Timagenis, op. cit., o. 56
 - ⑬ Timagenis, op. cit., p.57
 - ⑭ Ibidem
 - ⑮ Timagenis, op. cit., p.59

◎ Ibidem なお、次を参照。鶴見一夫・第三次国連海洋法会議・第十一会期の審議状況(1)（経済と貿易・111九号・昭和六〇年）六一頁。

◎ Timagenis, op. cit., p. 60

◎ Ibidem

◎ Ibidem

◎ Ibidem, op. cit., p. 61

◎ Ibidem

◎ Ibidem (ナメロ条約・十五条・六項)

◎ Ibidem

◎ Timagenis, op. cit., p. 62

◎ Ibidem

◎ Timagenis, op. cit., p. 63
◎ Ibidem

◎ Timagenis, op. cit., p. 64 ナルヌヌ、海洋法に関する国連条約| 国五条・一回七条。

◎ Ibidem

◎ Timagenis, op. cit., p. 65

◎ Ibidem

◎ Timagenis, op. cit., p. 66

◎ Timagenis, op. cit., p. 67

◎ Timagenis, op. cit., p. 68

⑧ Timagenis, op. cit., p. 69

⑨ Ibidem

⑩ Timagenis, op. cit., p. 72

⑪ Timagenis, op. cit., p. 73

⑫ Ibidem

⑬ Ibidem

⑭ Timagenis, op. cit., p. 77

⑮ Timagenis, op. cit., p. 78 国意見・國士館大学大学院紀要第1号の拙論参照。

⑯ Ibidem

⑰ Timagenis, op. cit., p. 81

⑲ Timagenis, op. cit., p. 82

なほ一九八五年十一月五日から参加十八ヶ国の外相、科学技術担当相が出席して西ドイツ・ハーベルはじまつた「ヨーロッパ計画」の第一回準備会議では、今後の指針になるよつた共同プロジェクトをいくつか決定するに至つてゐるが、其の一つとして欧州の大海上汚染の共同調査が挙げられてゐる。(十一月八日記)